広尾町医療技術者等修学資金貸付条例施行規則

（目的）

第１条　この規則は、広尾町医療技術者等修学資金貸付条例（令和４年条例第２０号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（貸付の申請）

第２条　条例第５条第１項の規定により提出する申請書は、別記第１号様式によるものとする。

２　前項の申請書を提出するにあたっては、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）申請者の在学証明書又は入学を証する書類

（２）履歴書

（３）健康診断書

（４）戸籍謄本又は住民票の謄本

３　条例第５条第２項の規定による通知は、別記第２号様式によるものとする。

（誓約書）

第３条　条例第６条第１項に規定する誓約書は、別記第３号様式によるものとし、条例第５条第２項の規定による通知を受けた者は、直ちに連帯保証人の連署をもって当該誓約書を町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付及び借用書）

第４条　修学資金は、その貸付を決定した期間中毎月交付する。

２　修学資金は、修学資金貸付の決定を受けた者（以下「貸付決定者」という。）の指定する金融機関の口座に当月分を月末日までに振り込むものとする。

３　貸付決定者は、別記第４号様式による借用書を町長に提出しなければならない。

４　前項の借用書の作成に要する費用は、貸付決定者が負担しなければならない。

（届出）

第５条　修学資金の貸付を受けた者（以下「借受者」という。）がその返還を終えるまでの間において次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める書類により速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

（１）借受者又は連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。　別記第５号の１様式

（２）借受者が休学、留年、復学、転学又は退学したとき。

　　別記第５号の２様式

（３）連帯保証人が死亡し、又は失踪、破産その他の理由によりその適性を失ったため、新たな連帯保証人を定めるとき。　別記第５号の３様式

２　借受者がその返還を終えるまでの間において死亡し、又は失踪したときは、遺族又は連帯保証人は、別記第６号様式により速やかに町長に届け出なければならない。

（返還の債務の免除）

第６条　条例第８条の規定により返還の債務の免除を受けようとする借受者は、別記第７号様式にその事実を証明する書類を添えて町長に申請しなければならない。

２　町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、返還の債務の免除の可否を決定し、申請者に対しその結果を通知するものとする。

（返還金等の納付）

第７条　条例第９条の規定による修学資金の返還及び延滞金の納入は、町長の発行する納入通知書により指定の期日までに納付しなければならない。

（返還の債務の履行の猶予）

第８条　条例第１０条の規定により返還の債務の履行の猶予を受けようとする借受者は、別記第８号様式にその事実を証明する書類を添えて町長に申請しなければならない。

２　町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、返還の債務の履行の猶予の可否を決定し、申請者に対しその結果を通知するものとする。

（返還の債務の減免）

第９条　条例第１１条の規定により返還の債務の減免を受けようとする借受者は、別記第９号様式にその事実を証明する書類を添えて町長に申請しなければならない。条例第９条第３項の規定による延滞金の減免を受けようとする借受者であっても、同様とする。

２　町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、返還の債務の減免の可否を決定し、申請者に対しその結果を通知するものとする。

３　条例第１１条第１号から第３号まで及び第５号の規定により減免することができる返還の債務の額は、借受者が医療技術者等として勤務した期間を修学資金の貸付を受けた期間（その期間が２年に満たないときは、２年とする。）の１.５倍に相当する期間で除して得た数値を当該借受者の返還の債務の額に乗じて得た額とする。

４　条例第３条第３号から第６号までに該当する借受者の前項の適用については、同項中「１.５倍」とあるのは、「２倍」とする。

５　条例第１１条第４号の規定により減免することができる返還の債務の額は、３年間勤務を猶予したときは全額を免除し、３年間に満たない期間の借受者は、その猶予した期間を勤務したものとみなす。

（学業成績表の提出）

第１０条　条例第１２条の規定による学業成績表は、毎年３月末までに町長に提出しなければならない。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。